

【 受入団体の規約（例示） 】

御浜町〇〇移住支援協議会規約

（名称）

第1条 この会は、御浜町〇〇移住支援協議会（以下「会」という。）と称する。

（目的）

第2条 会は、〇〇地区（以下「地区」という。）へ移住しやすい環境を整えることで、集落の機能維持を図ろうとする諸活動を行うことを目的とする。

（所在地）

第3条 会の事務所を御浜町役場本庁（御浜町大字阿田和6 1 2 0番地1）に置く。

（構成員）

第4条 会は、〇〇区長、御浜町の担当課長及び次に掲げる者を会員とし、当該会員をもって組織する。

- （1）〇〇区の指名する〇〇地区に在住する者 2名
- （2）御浜町の指名する者 1名

（役員）

第5条 会に次の役員をおき、その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- （1）代 表 1名
- （2）副代表 1名
- （3）会 計 1名

2 代表は、〇〇区の代表自ら又は〇〇区の代表が指名した者がこの任にあたり、会を代表し運営する。

3 副代表は、代表が指名した者がこの任にあたり、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理し、代表が欠けたときは、その職務を行う。

4 会計は、御浜町の担当課長がこの任にあたり、会計責任者として会の会計を管理する。

（理事）

第6条 会に相談役として理事を置くことができる。

2 理事は、〇〇地区の住民又は御浜町の職員であることを要しない。

(運営)

第7条 会は、毎年1回以上、会員による会議を開催し、この会の重要事項について協議する。

- 2 会議は、代表が招集し、代表の指名したものが議長となり、議事を進行する。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数によって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 軽微な事項については、協議を行わないで代表において決定することができる。この決定の内容については、代表から各会員に対して事後報告を要する。
- 5 代表は、必要に応じて理事及びその他の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(事務局)

第8条 会の事務局は、御浜町の担当課内に置き、会の出納・その他の事務を処理する。

(会計)

第9条 会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会計は、他の会員の同意を得ることなく会の支出を決定することができる。
- 4 会計は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(規約改正)

第10条 この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(その他)

第11条 その他必要な事項は、代表において決定する。

附則

- 1 この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。